

令和 7 年度第 3 回

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）

次 第

日 時 令和 7 年 8 月 2 0 日（水）
午後 3 時から午後 5 時まで
会 場 朝霞市中央公民館・コミュニティセンター
1 階集会室

1 開 会

2 議 題

- （1）朝霞市障害者自立支援協議会について
- （2）今後のこども部会について
- （3）その他

3 閉 会

朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）委員名簿

令和7年7月3日現在

氏 名	所 属 等
相談支援事業者	
さいとう かずみ 齋藤 和美	特定非営利活動法人キラキラ代表理事
のほら えりこ 野原 絵里子	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員主幹
障害福祉サービス事業者	
なかむら としや 中村 敏也	株式会社SHUHARI(元気キッズ)代表取締役
かざおか としゆき 風岡 俊行	放課後等デイサービスまいまい統括責任者
保健又は医療関係者	
ふくち みのり 福地 みのり	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長
すぎた まさおき 杉田 正興	すぎたこどもクリニック院長
教育又は雇用関係者	
すけがわ だいすけ 助川 大介	和光特別支援学校教諭
障害者団体の代表者	
なかた あきよ 中田 陽代	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長

障害者自立支援協議会について

R7.8.1作成

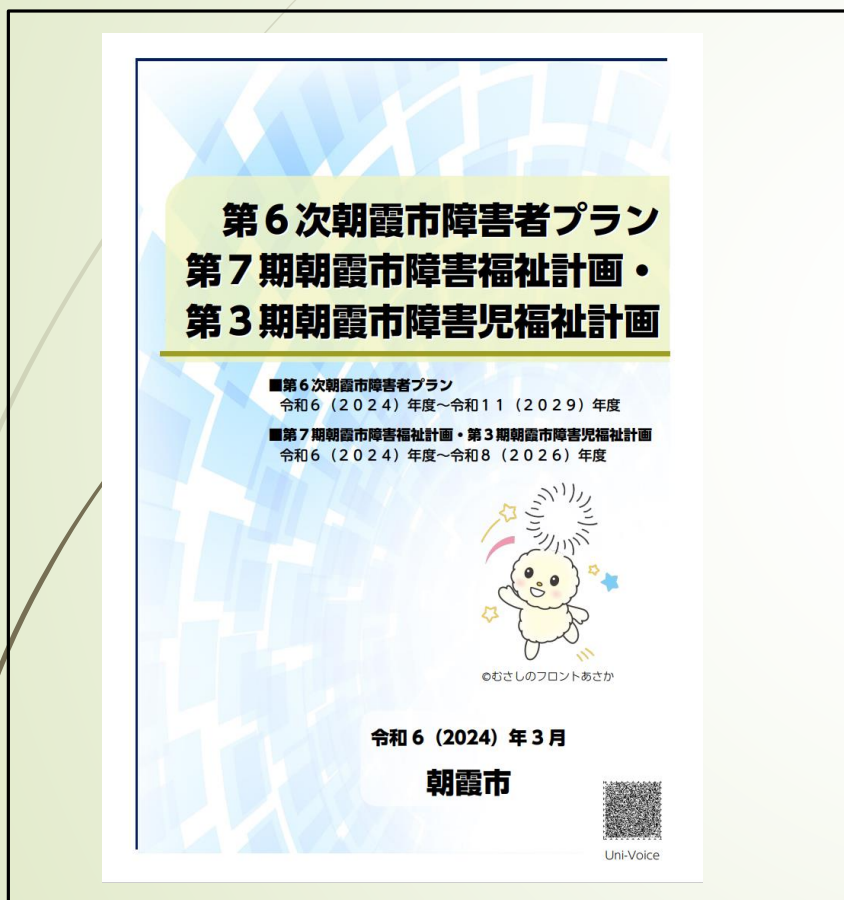
朝霞市福祉部障害福祉課

1. 障害福祉施策の推進体制について

朝霞市の障害福祉施策は、障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づいて推進されています。

①障害者プラン（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）：障害者施策全般にわたる基本的事項を定めています。

②障害福祉計画（障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画）・障害児福祉計画（児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画）：障害福祉サービス（児も含む）の見込量を定めています。



2. 障害者プラン・障害福祉計画

1 基本理念

誰もお互いに尊重し合い
地域で共に生きる社会の実現

第6次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。

2 基本目標

朝霞市障害者プラン

- 1 共生社会の実現を目指す
- 2 地域生活を充実し、社会参加を支援する
- 3 就労を支援する
- 4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する
- 5 安心・安全な暮らしをつくる

朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 発達障害者等に対する支援
- 7 相談支援体制の充実・強化のための取組
- 8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

3. 障害者自立支援協議会について (1)

障害者総合支援法 (協議会の設置)

- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
 - 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
 - 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3. 障害者自立支援協議会について (2)

朝霞市障害者自立支援協議会条例 (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公正性の確保に関すること。
- (2) 障害者等への支援のあり方に係る協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画に関する意見具申に関すること。
- (6) 障害福祉計画の実績の評価に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3. 障害者自立支援協議会について (3)

自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会）より

<地域自立支援協議会の運営の視点>

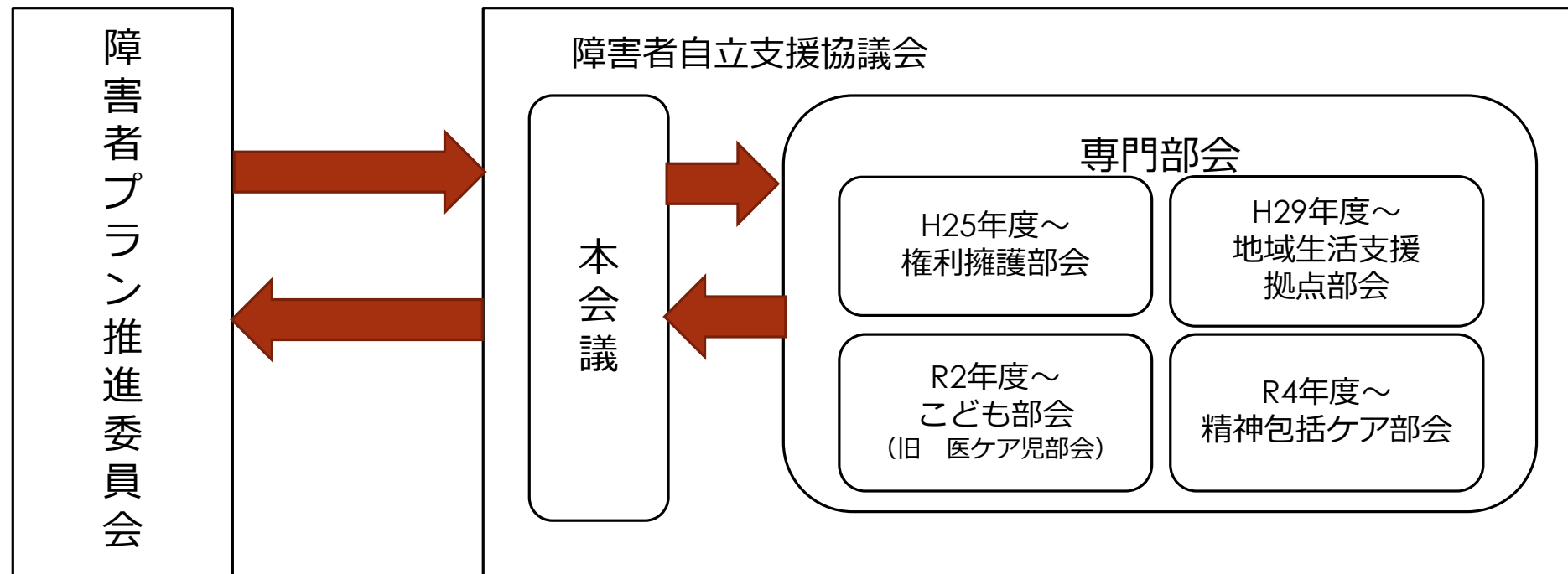
障害者等の地域生活を支援するためには、共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働することが必要であり、その中核をなす地域自立支援協議会が重要となります。

- ①共通の目的を持つ ②情報の共有
- ③具体的に協働する ④地域の関係者によるネットワークを構築する

<地域自立支援協議会の機能>

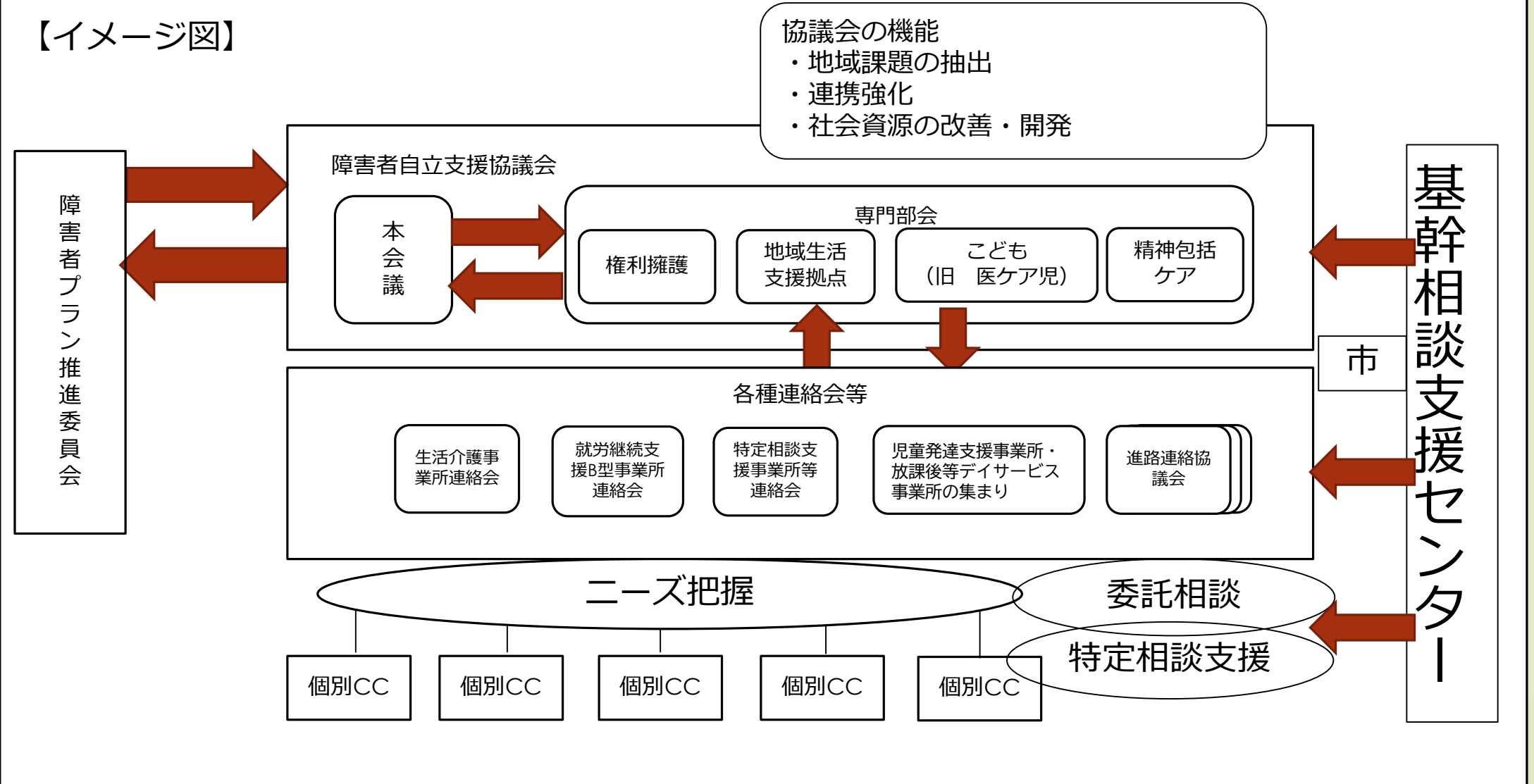
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

3. 障害者自立支援協議会について (4)



3. 障害者自立支援協議会について (5)

【イメージ図】



第 6 次朝霞市障害者プラン 第 7 期朝霞市障害福祉計画・ 第 3 期朝霞市障害児福祉計画

■第 6 次朝霞市障害者プラン

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度

■第 7 期朝霞市障害福祉計画・第 3 期朝霞市障害児福祉計画

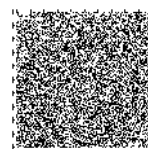
令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度



©むさしのフロントあさか

令和 6（2024）年 3 月

朝霞市



Uni-Voice

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

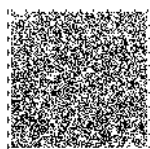
基本理念

誰もお互いに尊重し合い

地域で共に生きる社会の実現

第6次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。



2 基本目標

<朝霞市障害者プラン 基本目標>

基本目標 1

共生社会の実現を目指す

あらゆる機会や情報発信を通じて、障害に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進することで、障害のある人とない人が共に生きる共生社会を実現します。

基本目標 2

地域生活を充実し、社会参加を支援する

住み慣れた地域での生活を充実させるため、日常生活や社会生活を支援するための各種サービス等の充実やスポーツ、芸術・文化活動等へ参加できる機会の拡充に努めるとともに、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進による情報提供や円滑な意思疎通に努め、社会参加を促進します。

基本目標 3

就労を支援する

障害のある人の雇用・就業を促進するため、民間事業者に対し広く障害のある人の雇用を働きかけ、就労の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業等を活用し、一般雇用や福祉的就労を含めた安定した雇用の促進に努めます。

また、安定した雇用を実現することで、経済的自立の推進や円滑な地域移行、その後の地域生活の定着につながるよう支援を実施します。

基本目標 4

共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

障害の特性に応じた療育・教育を提供するとともに、障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）とない児童が共に学び、交流する機会を通じて、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。

また、市民へ共生社会の考え方の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

基本目標 5

安心・安全な暮らしをつくる

安心・安全な生活環境の整備に向け、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。

保健・医療では、健診や専門相談の充実等により障害の早期発見体制の強化を図るとともに、障害の特性に応じた適切な医療サービスを提供できるよう医療機関との連携を強化します。

また、障害のある人を災害や犯罪、事故から守るため、地域の防災・防犯対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。



＜朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画 基本目標＞

基本目標1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活のためのサービスを提供します。

基本目標2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

基本目標3

地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図ります。

基本目標4

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等を促進するため、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実し、就労移行支援等を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

基本目標5

障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童等のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、地域子育て拠点、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備します。

基本目標6

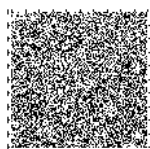
発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制を確保します。

基本目標7

相談支援体制の充実・強化のための取組

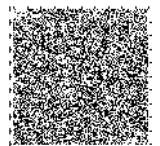
相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。



基本目標 8

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

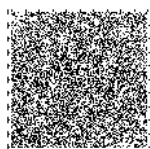
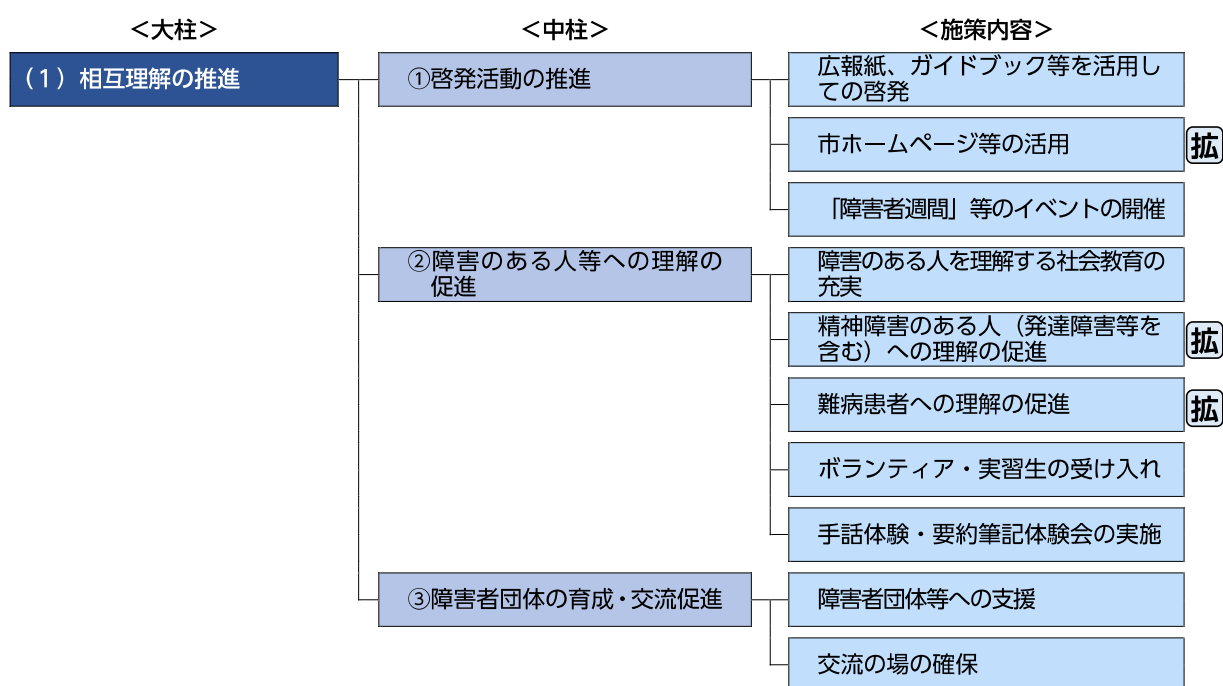


第1章 共生社会の実現を目指す

<基本目標>

あらゆる機会や情報発信を通じて、障害に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進することで、障害のある人となない人が共に生きる共生社会を実現します。

(1) 相互理解の推進



①啓発活動の推進

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「共生社会の実現」のためには、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている障害のある人のおかれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取りはらう「こころのバリアフリー」を推進します。

共生社会の実現のため、障害のある人に対する心の障壁（バリア）を取り除くため、広報紙やガイドブックの作成、配布などを通じて啓発活動を行います。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある人・児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人への理解を進めるための教育や広報活動の充実」

…障害のある人：57.6% 障害のある児童：67.6%

約6割の方が啓発活動を重要な施策として捉えている傾向があります。

Q.情報の入手先（障害のある人）

・市役所の広報紙…41.9%

Q.情報の入手先（障害のある児童）

・インターネット…75.4%

情報の入手先として広報紙やインターネットの比率が高い傾向があります。

■広報紙、ガイドブック等を活用しての啓発

「広報あさか」などの広報紙の発行を通じて、最新の福祉情報や法改正をはじめとする各種情報の提供、障害のある人が地域で活動する記事の掲載などによる啓発・広報活動により、障害のある人への理解の促進を図ります。

■市ホームページ等の活用【拡充】

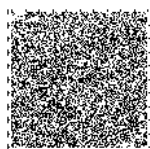
インターネットは情報の入手手段のひとつとして重要な役割を担っていることから、情報提供手段として市ホームページやSNS、メール配信サービスの活用を図ります。また、視覚障害のある人への対応として、情報へのアクセシビリティの向上に努めます。



■「障害者週間」等のイベントの開催

障害のある人への理解を深めるため、障害者週間をはじめとして、市内で開催される各種イベントなどを通じて啓発事業を推進します。

その一環として、市役所や市関連施設において、障害のある人が作成した作品を展示販売する場の提供など、障害のある人の活動への積極的な支援を行います。



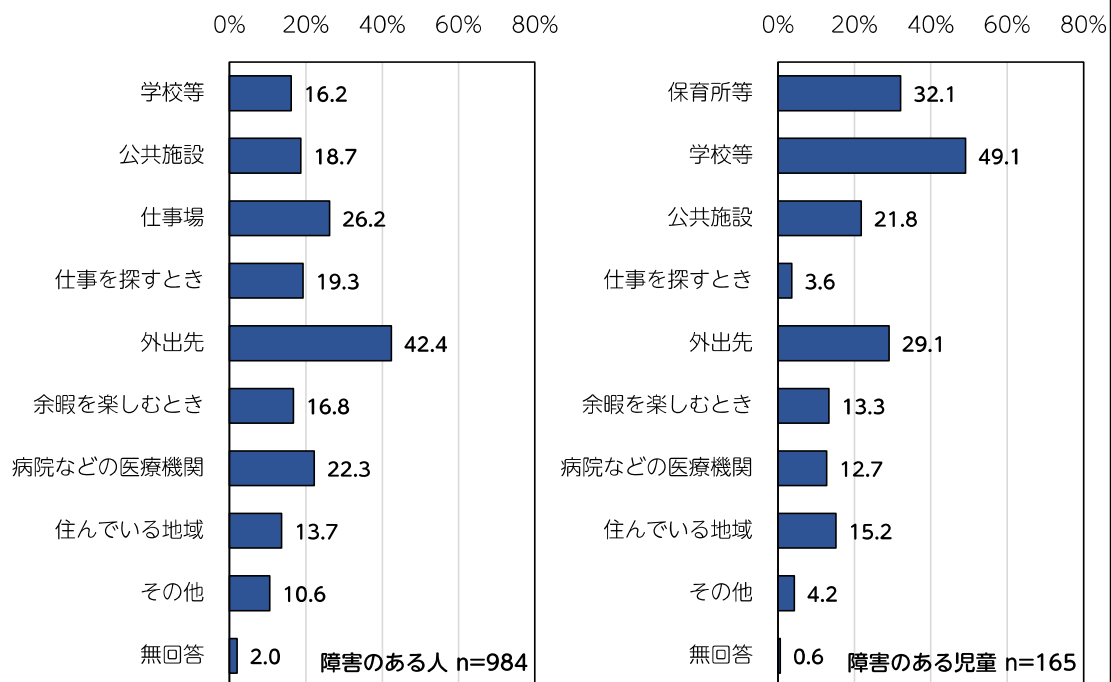
②障害のある人等への理解の促進

共生社会の実現のためには、それぞれの障害に対する正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除くことが重要です。

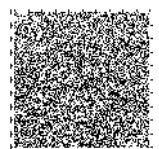
講演会の実施や、ボランティア活動等を通じて、障害のある人等への理解を促進します。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q.差別や嫌な思いをした場所について（障害のある人・児童）



「外出先」の割合が最も高く、次いで「仕事場」となっています。障害のある児童では、「学校等」の割合が高くなっています。



■障害のある人を理解する社会教育の充実

障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるために、障害福祉に関する講座や講演会の開催などを積極的に支援します。

■精神障害のある人(発達障害等を含む)への理解の促進【拡充】

発達障害・高次脳機能障害・若年性認知症等を含む精神障害は、周りから見てわかりにくいいため、十分な理解を得にくい現状があります。精神疾患は誰でも発症する可能性のある病気であり、病気の結果生じた社会生活や日常生活のしづらさ、生きづらさがあることを理解し対応できるよう、啓発を図ります。

また、行政や民間の相談窓口従事者を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

■難病患者への理解の促進【拡充】

難病患者の方については、外見からは症状がはっきりわからないケースもあり、病気に対する周囲の理解が得られないことも多くあります。

また、特有の症状があり、特別の生活用具を必要とする人もいます。このような難病患者の置かれた状況に対する市民の理解を広めるための周知に努めます。

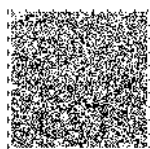
■ボランティア・実習生の受け入れ ※

誰もが暮らしやすい地域づくりには、世代を問わず福祉への関心と参加が必要なことから、地域福祉の担い手の育成及び活動支援のため、ボランティアや実習生の受け入れを行います。また、児童館等においては子どもボランティア事業を実施し、福祉やボランティアに関わるきっかけ作りに取り組んでいきます。

■手話体験・要約筆記体験会の実施 ※

聴覚障害に対する理解を深め、手話や要約筆記の普及を図ることを目的に、初歩的な手話や要約筆記を学ぶ場としての体験会を実施します。

※朝霞市社会福祉協議会で推進する第4期朝霞市地域福祉活動計画から引用しています。評価は朝霞市地域福祉計画推進委員会で行います。



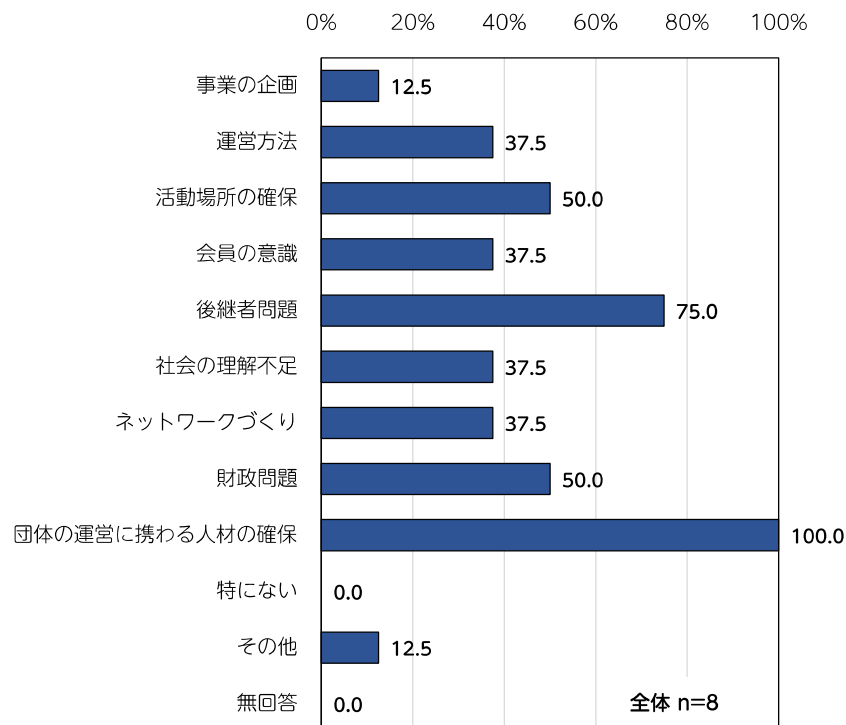
③障害者団体の育成・交流促進

障害のある人やその家族に対する一般市民の理解はまだ十分なものではなく、日常生活や社会参加をする上で、大きなハンディキャップが存在しており、お互いの理解を深めるためには、障害者団体の活動を通じて、障害のある人とない人の相互交流が求められています。

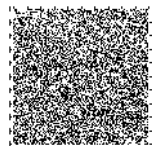
このため、障害のある人やその家族、障害者団体の活動に対する支援を充実するとともに、団体の組織化や団体間の交流活動を促進します。また、障害者団体の育成やネットワークづくりを通じて、障害のある人や家族が外出しやすい環境づくりを進めます。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q.活動する上で困っていること（団体）



全ての団体が「人材の確保」の課題を抱えていると回答しています。



■障害者団体等への支援

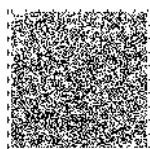
障害のある人の社会参加を促進するため、団体の育成や障害福祉の向上を目指した活動や地域福祉活動等の事業に対して補助金を交付し、障害者団体に対する支援を行います。

また、障害者団体による活動への支援や助言を行うとともに、団体間の連携強化、ネットワークづくりを促進します。

■交流の場の確保

障害のある人となない人との相互の交流を促進するため、総合福祉センターの交流スペース、その他公共施設の利用を促進します。

また、市や関係機関が開催する各種イベントへの障害者団体の参加促進などにより、障害のある人となない人が広く交流できる場の確保に努めます。



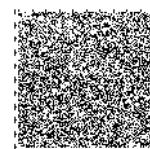
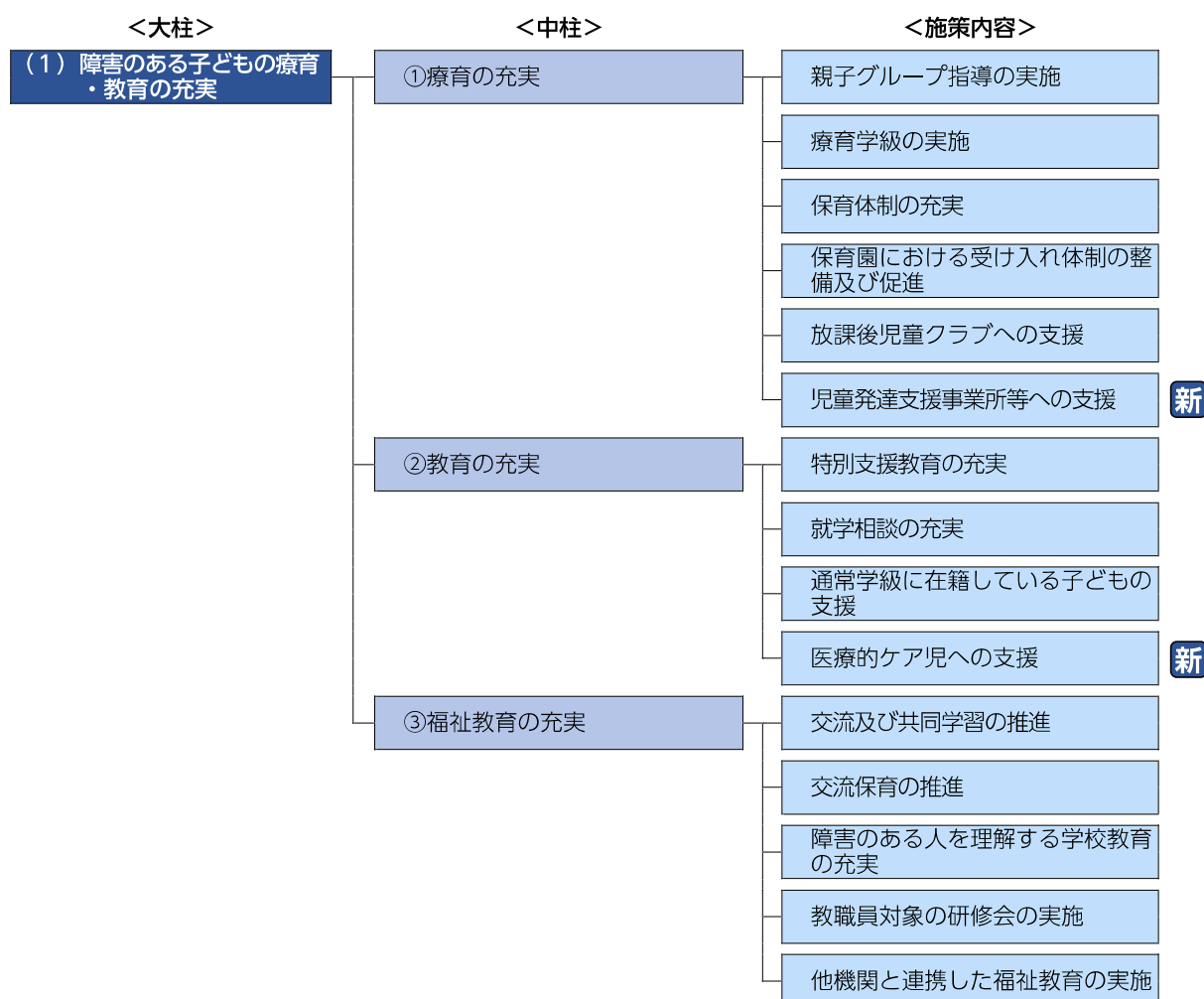
第4章 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

<基本目標>

障害の特性に応じた療育・教育を提供するとともに、障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）とない児童が共に学び、交流する機会を通じて、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。

また、市民へ共生社会の考え方の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

（１）障害のある子どもの療育・教育の充実



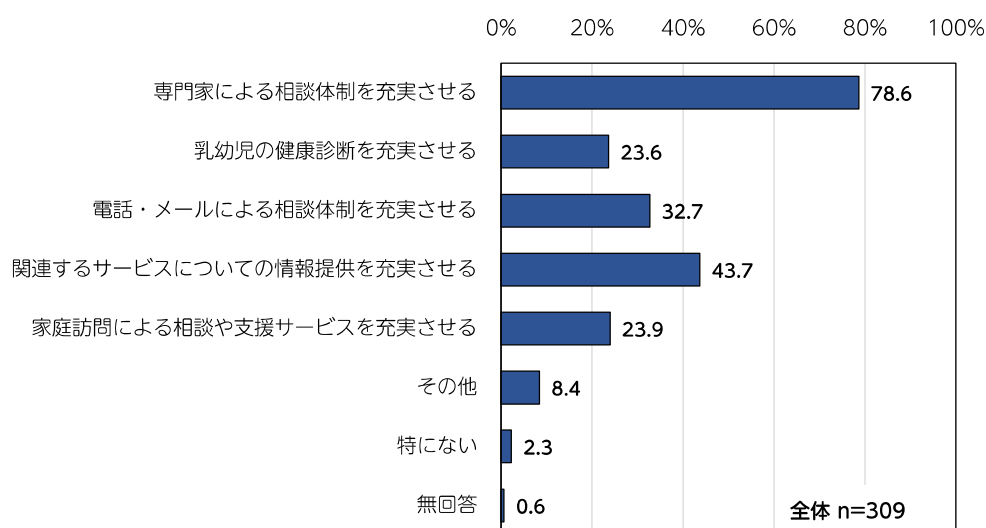
①療育の充実

乳幼児の障害に対しては、早期発見、早期治療・指導訓練を行うことで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

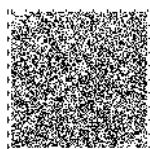
障害の疑いがある乳幼児の保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士での情報共有を行うとともに、障害のある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い、障害のある児童への支援の強化を図ります。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q.早期に適切な支援を受けるために必要なこと（保護者）



専門家による相談体制の充実が求められているとともに、情報提供の充実が求められています。



■親子グループ指導の実施

ことばの遅れなどがある乳幼児や育児不安を持つ親に対し、グループでの活動を通して子どもの発達を促すとともに、適切な時期に親に対して適切なアドバイスや各種援助を行います。

■療育学級の実施

心身の発達に遅れのある乳幼児と保護者に対し、親子が触れ合いながらよりよい発達を促すため、リズム遊び（音楽療法）、体操などの遊びの指導を行います。

■保育体制の充実

保育園などにおける統合保育の充実を図るため、専門家による巡回指導や保育士の研修を実施します。

家庭教育や就学など、それぞれの幼児の障害に応じたさまざまな相談に対し、適切な助言、指導ができるよう指導力の向上など、保育体制の充実を図ります。

■保育園における受け入れ体制の整備及び促進

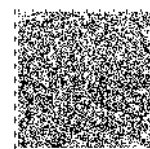
保育園において医療的ケア児を含む障害のある子どもを受け入れるため、保育士の加配や施設のバリアフリー化など障害児保育体制の整備に努め、育成保育事業をさらに進めていきます。

■放課後児童クラブへの支援

放課後児童クラブで統合保育を行うため、指導員の適正配置など保育の充実を図るとともに、障害のある子どもを受け入れ、担当する指導員を配置する市指定放課後児童クラブに助成を行います。

■児童発達支援事業所等への支援【新規】

療育支援事業を実施し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などに対し、助言、指導などのサポートを行うことで質の向上に努めます。



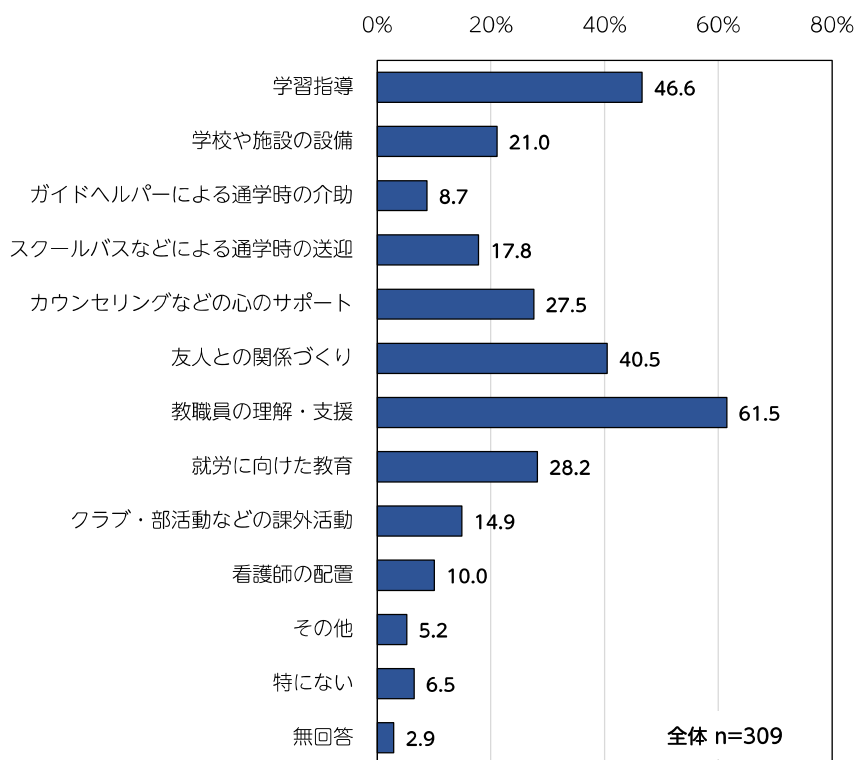
②教育の充実

障害のある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の障害の程度に応じ、きめ細かな教育を行うことが求められています。

障害の種別も多様化していることから、一人一人の教育的ニーズに応えるため、障害のある児童生徒のライフステージに合わせた支援体制の整備、指導方法の工夫等を行うとともに、保護者に対する相談支援体制を整え、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、障害のある児童生徒へ一貫した支援が提供できるよう教育の充実を図ります。

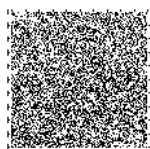
<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q.学校生活において、充実させるべきと思うこと（保護者）



障害のある児童生徒のライフステージに沿った教育を充実させるためには、教職員の理解・支援が最も重要と捉えられている傾向がみられます。

また、「Q. お子さんが受けている支援等について、充実させるべきと思うこと（保護者）」からは、会話やコミュニケーションに関する支援や友達とのかわり方に関する支援の割合が高く、人とかわる際に必要な支援が求められています。



■特別支援教育の充実

特別支援教育の充実を図るため、それぞれの障害や程度に応じた教育課程を編成するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援、施設整備の充実を図ります。

また、特別支援学級を設置する小・中学校への特別支援学級補助員の配置、通常学級に通う障害のある児童生徒への支援員の配置、補助員・支援員への研修などにより、障害のある児童生徒の就学支援及び学習支援に努めます。

■就学相談の充実

障害のある児童生徒が適切な教育が受けられる環境整備に努め、保育園、幼稚園、小・中学校との連携のもとに就学相談体制の充実を図ります。

■通常学級に在籍している子どもの支援

通常学級に在籍している発達障害などの子どもについては、それぞれの障害の特性を踏まえつつ、子どもの発達段階に応じた計画的、継続的な教育支援に努めます。

■医療的ケア児への支援【新規】

小・中学校に通う医療的ケア児に対し、看護師配置を行い、学習参加への支援体制の充実を図ります。



③福祉教育の充実

日常生活において、障害のある人となない人が共に活動することは、児童生徒の豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であり、福祉教育の充実や交流教育の推進が重要視されています。

児童生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や人権教育、福祉活動等を行うとともに、「インクルーシブ教育」の考え方にに基づき、合理的配慮の提供をした上で障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べる場を増やします。

<アンケート調査等から見える傾向・課題>

Q.障害のある人の住みやすいまちづくりについて（障害のある児童）

今後の重要性に対して「重要」と回答した割合

「障害のある人となない人が交流する場の充実」 46.9%

約5割の方が障害のある人となない人が交流する場の充実が重要な施策として捉えています。

■交流及び共同学習の推進

通常学級における福祉教育を推進するとともに、通常学級と特別支援学級の児童生徒が共に学ぶ機会の設定、特別支援学級の児童生徒による学習発表会、作品展の開催などの機会を増やして、障害のある児童生徒への理解を深め、相互の交流及び共同学習を推進します。

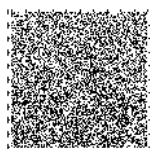
■交流保育の推進

児童発達支援センターみつばすみれ学園と公設公営保育園との交流会を開催し、触れ合いの場を創造します。

■障害のある人を理解する学校教育の充実

小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育や障害のある人との交流教育、ボランティア教育の推進を図ります。

また、福祉への理解と関心を高めるために、地域や障害者団体・施設などと連携した福祉教育を促進します。



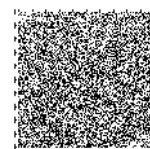
■教職員対象の研修会の実施 ※

福祉教育の推進には、教職員や福祉教育に携わる人の理解と連携が必要不可欠です。そのために、小・中・高等学校の教職員や地域の福祉教育に携わる人を対象に、具体的な事例や福祉体験等を取り入れ、より充実した研修会を実施していきます。

■他機関と連携した福祉教育の実施 ※

毎年、小・中学校の総合的な学習の時間において、当事者の講演や体験等によるさまざまな福祉教育を実施してきました。今後は、社会福祉協議会で実施してきた福祉教育を、市内の施設等の協力を得ながら、子どもから大人までを対象とした、支え合い・助け合いの気持ちを醸成する福祉教育として実施していきます。

※朝霞市社会福祉協議会で推進する第4期朝霞市地域福祉活動計画から引用しています。評価は朝霞市地域福祉計画推進委員会で行います。



第3部

第7期朝霞市障害福祉計画・ 第3期朝霞市障害児福祉計画



第1章 基本的な考え方

第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号 最終改正：令和5（2023）年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」における、以下の基本的な考え方を踏まえ策定しました。

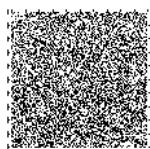
（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図る。

各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。



(3) 入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

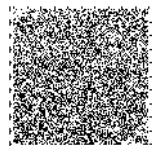
障害者等の自立支援の観点から、入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所・入院等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域の体制づくりを有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。

こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

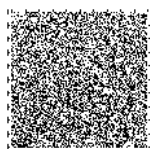
さらに、精神障害者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。



(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3（2021）年4月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ▶ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ▶ 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ▶ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援



(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障害児支援の均てん化（誰もが等しく利益を享受できること）を図り、地域支援体制の構築を図る。

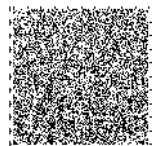
また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらには、障害児が地域の保育や教育を受けることができるように支援することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築する。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。



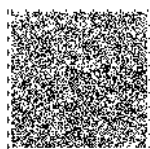
(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。



(議題 1) 医療的ケア児の支援について

資料 2 - 1

●朝霞市の現状：医療的ケア児 30 人（R7.8.1 現在：障害福祉課で把握のみ）

- ・ 内容：人工呼吸器 5 人、気管切開 5 人、在宅酸素 5 人、吸引 9 人、人工膀胱 1 人、定期導尿 3 人
経管栄養 13 人（うち、経管栄養のみ 5 人）、浣腸 3 人、てんかん発作 8 人
* 複数利用 8 人
- ・ 年齢区分：未就学児 11 人、小学生 11 人、中学生 6 人、高校生 2 人
- ・ 申請しているサービス：重度訪問介護 2 人、身体介護 7 人、短期入所 12 人、
児童発達 11 人、放課後等デイ 13 人、保育所等訪問 1 人、未利用 3 人
- ・ 災害時個別支援計画：作成済み 2 人、作成中 2 人

●医療的ケア児の把握方法（主な制度）

	制度	内容等
障害福祉課	身体障害者手帳	何らかの（身体）障害が固定した方に交付。
	育成医療	手術等にかかる費用を公費負担する制度。対象は 18 才未満。
	日常生活用具の給付	たん吸引器、ネブライザー等。
	訪問看護情報提供書	訪問看護ステーションからの報告。
	障害児サービス	医療型短期入所、居宅介護、計画相談支援等。 * 医療的ケア児コーディネーターとの連携
	重症心身障害児（者）短期入所	心身障害児総合医療療育センターで短期入所 1 床を確保（4 市で委託契約）。
	難病見舞金	小児慢性特定疾患医療費給付制度の受給者が対象。
	各種手当	特別児童扶養手当、障害児福祉手当等。
健康づくり課	未熟児養育医療	身体が未熟なまま生まれ、入院治療が必要と認められた乳児（1 才未満）の医療費を公費負担する制度。
	新生児訪問	生後 4 か月未満の赤ちゃんがいるすべての家庭に助産師・保健師が訪問。
	出生連絡票	母子健康手帳交付時に出生連絡票（ハガキ）を渡し、出生後に健康づくり課に送付してもらう。
	医療機関からの退院連絡票	必要時、医療機関から送付される。
朝霞保健所	小児慢性特定疾病医療費給付制度	対象疾病（788 疾患）の医療費を公費負担する制度。申請は 18 才未満まで（20 才未満まで延長可）。

＜必要時連絡＞

家族より連絡

関係機関より連絡

- （庁内）健康づくり課、生活援護課、保育課、こども未来課、教育指導課、教育管理課 等
（庁外）朝霞保健所、医療機関、訪問看護ステーション、計画相談支援事業所 等

医療的ケア児者とは、次のような状態が6か月以上継続する障害児者とする。

項 目		
1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理	
2	気管切開の管理	
3	鼻咽頭エアウェイの管理	
4	酸素療法	
5	吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）	
6	ネブライザーの管理	
7	経管栄養	経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻
		持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）	
9	皮下注射（インスリン、麻薬等の注射含む。）	
	持続皮下注射ポンプの使用	
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定含む。）	
11	持続的な透析（血液透析、腹膜透析等）	
12	導尿	間歇的導尿
		持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）
13	排便管理	消化管ストーマの利用
		摘便又は洗腸
		浣腸※1
14	痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	

※1 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。

医療的ケア児等コーディネーター様

朝霞市障害福祉課長 竹村 聡

医療的ケア児等コーディネーター連絡会の実施について(依頼)

日ごろ、本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療的ケアが必要なお子さん(以下、医療的ケア児)につきましては、令和3年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、必要な福祉サービスが利用できる体制の整備や災害時の支援体制を整備すること等が必要とされております。

現在、市では約30名の医療的ケア児を把握しておりますが、医療的ケア児とその家族が安心して地域で生活を送ることができるよう、その支援者である医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催することといたしました。

医療的ケア児への地域支援について検討・意見交換ができればと考えております。

お忙しい中大変恐縮ですが、皆様の参加に関しましてご配意のほどよろしくお願いいたします。

併せて、市内の医療的ケア児の現在の状況を把握するため、医療的ケアに係る調査票の作成にご協力いただきたいと思いますと考えております。別紙調査票を用い、受け持つ医療的ケア児の調査票の作成を順次進めていただきますようよろしくお願いいたします。

連絡会の参加につきましては、別添の出欠確認票で7月4日(金曜日)までに、メールまたは FAX にてご回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時:令和7年7月15日(火曜日)
午前10時～午前11時30分(予定)
- 2 場 所:はあとぴあ 2 階 会議室
朝霞市大字浜崎51―1
- 3 内 容:医療的ケア児等コーディネーターの活動について
災害時個別支援計画の作成について
医療的ケアに係る調査票の進捗確認について
情報交換・共有など

朝霞市障害福祉課 担当:長谷川・大西・堂ノ前
電話:048-463-1598(直通)
FAX:048-463-1025
Mail:syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp

医療的ケアに係る調査票

※本調査で記載していただいた情報や利用されているサービスの状況などを行政上の基礎資料（災害時の支援や支援体制の整備など）とすることに賛同いただける方は次の同意欄にサインをお願いします。

【同意欄】

調査対象児の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、障害の状況（障害種別や医療的ケアの内容等）、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの利用状況を行政上の基礎資料とすることに同意します。

令和 年 月 日 署名 (調査対象児との続柄：)

記入日： 年 月 日

① 医療的ケアが必要なお子さんについて教えてください。

フリガナ 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
住所	朝霞市	電話番号 (続柄)	
主な疾患名			
かかりつけ医療機関	主治医：		
訪問看護ステーション	(事業所名)	(連絡先)	(利用する曜日)
訪問リハ・訪問歯科	(事業所名)	(連絡先)	
通園・通学先	(施設名)		

② 必要な医療的ケアにチェックをし、回数等あてはまるものに○をつけてください。

- ☐ 人工呼吸器（人工呼吸器・鼻マスク式補助換気法・ハイフローセラピー・間歇的陽圧吸入法・排痰補助装置・高頻度胸壁振動装置）の管理
- ☐ 気管切開の管理 ☐ 鼻咽腔エアウェイの管理 ☐ 酸素療法
- ☐ 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）：1日 回
- ☐ ネブライザーの管理：1日 回
- ☐ 経管栄養（経鼻胃管・胃瘻・経鼻腸管・経胃瘻腸管・腸瘻・食道瘻） 持続注入ポンプ使用：有・無
- ☐ 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養・肺高血圧症治療薬・麻薬・その他)
- ☐ 皮下注射（インスリン・麻薬・その他) 持続皮下注射ポンプ使用：有・無
- ☐ 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定含む。）：1日 回
- ☐ 導尿（間歇的導尿：1日 回・持続的導尿：尿道留置カテーテル・膀胱瘻・腎瘻・尿路ストマ）
- ☐ 排便管理（消化管ストマ・摘便または洗腸・浣腸：1日 回）
- ☐ 痙攣時における座薬挿入、吸引酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

③ 現在の状態について教えてください。

ア. 移動

- ☐ 寝返りができない ☐ 寝返りができる ☐ 這って移動できる
- ☐ つたい歩きができる ☐ 一人歩きができる ☐ 走ることができる ☐ その他（ ）

イ. コミュニケーション

- ☐ 意思表示が難しい
 ☐ 目や表情で意思表示ができる
- ☐ 簡単な身振りや発声で意思表示できる
 ☐ 簡単な会話ができる（手話等含む）
- ☐ 会話ができる（手話等含む）
 ☐ その他（ ）

④ 朝霞市避難行動要支援者支援制度について

ア. 朝霞市避難行動要支援者支援制度をご存じですか？

※朝霞市避難行動要支援者支援制度とは…災害時に避難をする際に在宅で支援を必要とする方の名簿を避難支援や安否確認のために避難支援者（消防署や警察署、民生委員、児童委員等）に提供し活用する制度です。台帳への登録を届出された方は、事前に避難支援者に情報提供を行い、地域での支援体制づくりに活用されます。

- ☐
- 知っている
- ☐
- 知らない

イ、朝霞市避難行動要支援者台帳に登録していますか？

- ☐
- 登録している
- ☐
- 登録していない
- ☐
- わからない

ウ. 災害に対する備えをしていることがあれば、あてはまるものすべてにチェックし、日数等に○をつけてください。

- ☐ 電源（外部）バッテリー（3日未満・3日以上） ☐ 酸素ボンベ ☐ アンビューバック
- ☐ 足踏み吸引器 ☐ 薬の備蓄（1週間未満・1週間以上） ☐ 災害時の持ち出し袋の準備
- ☐ 衛生用品（ストマ用装具、紙おむつ、消毒薬、ガーゼなど）の備蓄（1週間未満・1週間以上）
- ☐ 食料（エンシュア、ラコール等含む）の備蓄（1週間未満・1週間以上）
- ☐ 水の備蓄（1週間未満・1週間以上） ☐ 避難場所や避難経路の把握
- ☐ 特に備えはしていないが、家族だけで介護できる。
- ☐ 特に備えはしていない。
- ☐ その他（ ）

⑤ レスパイトケアを利用したことがありますか？また、利用の希望はありますか？

- ☐ 利用したことがある → (利用した施設名等) _____)
☐ 利用したことがない ☐ 利用したいと思っている

⑥ 現在の困りごとや相談したいこと、知りたいこと等があればご記載ください。

記入者： (事業所： 担当：)

計画：あり なし

朝霞市避難行動要支援者支援制度のご案内

高齢者や障害のある方のうち、災害が起きた時に自分の力で避難することが困難なため特に支援が必要な方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援者や避難支援等関係者による安否確認・避難支援等に役立てる制度です。

○ことばの説明

- ・ 避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）とは
自宅生活しており、災害が起きた時に自分で避難することが困難な方。



～下記の①～⑧に該当する方を要支援者といえます～

① 75歳以上の方のみで構成された世帯	⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）を所持する方
② 要介護1以上の認定を受けている方	⑥ 難病に係る医療受給者証の交付を受けている方
③ 身体障害者手帳（1級から3級まで、又は4級第1種）を所持する方	⑦ 障害支援区分の認定を受けている方
④ 療育手帳（㉠、A）を所持する方	⑧ そのほか、本人の申し出により支援が必要と認められる方

・ 避難支援者とは

普段からの見守りや災害が発生した時に一緒に避難する等の支援をしていただける方（具体的には近隣の方等になります。）

・ 避難支援等関係者とは

市の関係部課、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター。



○避難行動要支援者名簿の概要

・ 避難行動要支援者名簿とは（災害発生時のみ活用します）

市が指定した全ての要支援者（上記①～⑧）が掲載された名簿

・ 避難行動要支援者台帳とは（日頃から地域での支援体制づくりのために活用します）

要支援者のうち、台帳への登録を届け出された方のみが掲載された名簿



○個人情報の保護について

登録された情報を避難支援等関係者に提供にするにあたり、個人の情報について適正な管理及び取扱いを行います。

○登録にあたっての注意事項

- ①台帳への登録は強制ではありません。
- ②登録内容の変更や、登録の必要がなくなった場合は、市へ届け出てください。

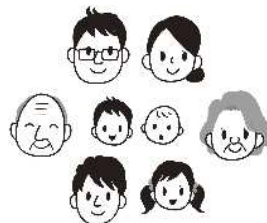
【お願い】

災害は、いつ、どのような形で起きるか予測は困難なため、すべての場合に万全の体制がとれるというものではありません。

災害時には避難支援等関係者においても、どのような事態が発生しているか分からないため、早急に安否確認などできない事も考えられます。

登録にあたりましては、そのことを十分にご理解のうえ届け出をお願いします。

災害などに備え、日頃から隣近所の方々と顔見知りになり、声かけができる関係づくりが大切です。



問い合わせ

・制度全般に関して

危機管理室

048-463-1788(直通)

・名簿作成に関して

障害福祉課 障害福祉係

048-463-1598(直通)



第6期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)2021(R3)～2023(R5)

5障害のある児童への支援(計画書P83～92) 1/2

令和3年度分 (2021年度分)		進捗・課題等		次年度以降の展望等						
		新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、障害児の通所等については、着実に利用量が伸びている。引き続き、適切な支援を行うとともに、適正なサービス提供を実施する。 (保育課)障害児の利用希望人数は増加傾向にあり、令和4年度以降においても児童の受け入れ体制を整えていく必要がある。		障害児のサービス利用量については、年々増加の一途をたどっている。今後、必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。						
令和4年度分 (2022年度分)		進捗・課題等		次年度以降の展望等						
		全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数ともに増加している傾向が伺える。今後も安定して利用できるよう、利用者の希望にあった支援をする。 (保育課)昨年度に引き続き、障害等の配慮が必要な児に職員の追加配置をして受け入れた民間園に対し補助金を交付した。加配児童数の増加傾向が著しいので次年度以降に向けて補助金の交付を継続するほかにも受入の態勢を整えることが課題である。放課後等デイサービスの充実などにより利用者が減少するなど事業の維持が困難になったことから障害児放課後児童クラブ管理運営事業を令和4年度末をもって廃止した。障害のある児童を受け入れ、専任の職員を配置した民間放課後児童クラブに対し補助金を交付した。		障害児のサービス利用量については、今後も増加が見込まれる。必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。また、インクルーシブ保育の実施など、療育と保育の連携についても、必要な支援が行えるよう情報収集に努めていく。						
令和5年度分 (2023年度分)		進捗・課題等		次年度以降の展望等						
		全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数ともに増加している傾向が伺える。児童発達支援センターができたことにより、障害児だけでなく保護者の支援を行えるようになった。 (保育課)昨年度に引き続き、障害等の配慮が必要な児童に職員の追加配置をして受け入れた民間園に対し補助金を交付した。加配児童数の増加傾向が著しいので次年度以降に向けて補助金の交付を継続し、人員不足の民間園について受入の態勢を整えるよう促すことが課題である。		障害児のサービス利用量については、今後も増加が見込まれる。必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。児童発達支援センターと協働し、必要な支援が行えるよう情報収集に努めていく。 (保育課)加配を必要とする児童は今後も増加が予想される。各関係機関と連携するほか、インクルーシブ保育の実施を進め、必要な支援を行えるよう努める。また、障害児保育の枠組みについても現状に合った内容に見直しを行う。						
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第6期計画は令和3年度からです。								
		区分		平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	
		(1)障害児通所支援 ①児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	150	180	216	228	267	312	
			月間実利用者数 (実績)	124	167	199	235	277	320	
			月間延利用日数 (見込)				1,824	2,136	2,496	
			月間延利用日数 (実績)	944	1,293	1,464	1,951	2,252	2,618	
		(1)障害児通所支援 ②医療型児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1	
			月間実利用者数 (実績)	0	0	0	0	0	0	
			月間延利用日数 (見込)				8	8	8	
			月間延利用日数 (実績)	0	0	0	0	0	0	
		(1)障害児通所支援 ③放課後等デイサービス	月間実利用者数 (見込)	213	255	306	224	250	279	
			月間実利用者数 (実績)	155	180	211	268	355	422	
			月間延利用日数 (見込)				2,688	3,000	3,348	
			月間延利用日数 (実績)	1,857	2,147	2,412	3,159	4,060	4,546	
		(1)障害児通所支援 ④保育所等訪問支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	16	20	24	
			月間実利用者数 (実績)	2	6	14	32	45	57	
			月間延利用日数 (見込)				32	40	48	
			月間延利用日数 (実績)	2	15	24	37	47	64	
		(2)居宅訪問型児童 発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1	1	1	1	
			月間実利用者数 (実績)	0	1	0	0	1	1	
			月間延利用日数 (見込)				15	15	15	
			月間延利用日数 (実績)	0	14	15	0	3	3	
		(4)障害児相談支援 ①障害児相談支援	月間実利用者数 (見込)	78	85	93	144	168	196	
			月間実利用者数 (実績)	76	105	129	163	201	209	
		(4)障害児相談支援 ②医療的ケア児に関する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置人数見込	配置人数(見込)	検討	検討	検討	4	4	4	
			配置人数(実績)	2	4	4	4	6	8	
		その他・ 特記事項等	*(3)障害児入所支援は東事業につき目標設定なし。その他一部の項目については、令和2年度まで月間延利用日数の見込設定なし。 *市内/市外の利用の区別なし。							

第7期障害福祉計画等進行管理シート(活動指標)R6～R8

5障害のある児童への支援							1/2		
令和6年度分		進捗・課題等			次年度以降の展望等				
		全体的に前年度と比べると、利用者数及び利用日数ともに増加している傾向が伺える。セルフプランでの利用も多いため、申請時に児童の状態を聞き取りでしっかり把握する必要性が高まっている。 (保育課分)障害児の利用希望人数は増加傾向にあり、令和6年度以降においても児童の受け入れ体制を整えていく必要がある。			障害児のサービス利用量については、今後も増加が見込まれる。必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。児童発達支援センターと協働し、必要な支援が行えるよう情報収集に努めていく。 (保育課分)障害児のサービス利用量については、年々増加の一途をたどっている。今後、必要な支援を適正に利用してもらうべく、各関係機関と連携し、障害児個人個人にあった支援を検討し、成長にあわせ、切れ目のない相談支援体制を整える。				
令和7年度分		進捗・課題等			次年度以降の展望等				
令和8年度分		進捗・課題等			次年度以降の展望等				
計画 ↓ 実施	活動指標等	*第7期計画は令和6年度から3年度です。							
		区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(1)障害児通所支援 ①児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	317	337	357			
			月間実利用者数 (実績)	358					
			月間延利用日数 (見込)	2,618	2,783	2,948			
			月間延利用日数 (実績)	2,987					
		(1)障害児通所支援 ②医療型児童発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1			
			月間実利用者数 (実績)	0					
			月間延利用日数 (見込)	8	8	8			
			月間延利用日数 (実績)	0					
		(1)障害児通所支援 ③放課後等デイサービス	月間実利用者数 (見込)	448	478	508			
			月間実利用者数 (実績)	488					
			月間延利用日数 (見込)	5,071	5,410	5,750			
			月間延利用日数 (実績)	5,054					
		(1)障害児通所支援 ④保育所等訪問支援	月間実利用者数 (見込)	63	76	90			
			月間実利用者数 (実績)	77					
			月間延利用日数 (見込)	69	83	99			
			月間延利用日数 (実績)	89					
		(2)居宅訪問型児童 発達支援	月間実利用者数 (見込)	1	1	1			
			月間実利用者数 (実績)	1					
			月間延利用日数 (見込)	3	3	3			
			月間延利用日数 (実績)	3					
		(4)障害児相談支援 ①障害児相談支援	月間実利用者数 (見込)	233	263	296			
			月間実利用者数 (実績)	227					
		(4)障害児相談支援 ②医療的ケア児に関する 関連分野の支援を調整 するコーディネーターの 配置	配置人数(見込)	8	8	8			
			配置人数(実績)	9					
		その他・ 特記事項等	* (3)障害児入所支援は県事業につき目標設定なし。 * 市内/市外の利用の区別なし。						

こども部会について

令和2年度～「医ケア部会」がスタート

- ・医療的ケア児の全数把握や災害時対応について

令和4年度～「こども部会」に名称変更

- ・障害児全ての施策等が検討できる場に
- ・障害児施策の現状と課題について話す中で、発達に課題があるこどもに対して何をしたらよいかを協議
⇒令和6年度の講演会開催につながった

委員の皆さんが、それぞれの立場で、実際の地域での相談支援活動を通し、拾い上げたニーズを共有し、こども部会で検討して、『啓発が必要』と判断。

自立支援協議会の主な機能について

①個別事例への支援のあり方に関する協議、調整

日常の相談支援活動から拾い上げたニーズを協議会に情報共有していくことが重要
(特定相談支援事業所連絡会、医療的ケア児等コーディネーター連絡会等)

②地域における障害者等への支援体制等に関する課題(地域課題)の抽出、把握や共有

③地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有

④地域における関係機関の連携強化

地域アセスメントに基づいて行う

⑤社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施

⑥市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等計画の進捗状況の把握や

必要に応じた助言等

⑦都道府県協議会との連携 等

フォーマルで「形のある資源」も重要だが、インフォーマルな「形のない資源」など地域の更なる社会資源の開発の取り組みの基盤となる

朝霞市の障害福祉施策は、

障害者プラン及び障害福祉計画・障害児福祉計画に基づいて推進

こども部会としてやるべきことは？



地域課題

改めて朝霞市に何が必要かを考えませんか？

朝霞市の障害児支援の現状を確認し、何をすべきかを考えませんか？

★地域課題の抽出、把握方法は？ 個別事例から？ 統計資料から？ 他

課題解決に向けての手段やプロセスの調整を行うことも

自立支援協議会の役割です

これまでの部会で話し合われた内容

①障害福祉サービスの利用者の増加

- ・療育を使い続けて、卒業(終わり)がない。
- ・課題感のある子どもの幼稚園や小学校の受入れが難しくなっている現状。

②周りの大人の対応や知識の不足

- ・先生方の対応や配慮や声掛けによっては、きっとうまくやっていけるだろうなと思う子がいる。
- ・先生方の対応をどうしたらいいか分からなくて困っているというのも見られる。

③こども基本法の施行(令和5年4月から)

- ・課題感のある子どもへの配慮が必要になってくる。

委員の皆さんが、それぞれの立場から聞かれた話は、
どんなことがありますか？

①計画相談の個別支援から

②健診や診察の場面から

③放デイ希望者の相談から

④統計から

第6期障害福祉計画等進行管理シート

医療的ケア児の支援について など